

国民年金の保険料額のお知らせ

平成31年4月分から令和2年3月分（一年間）までの国民年金保険料は、月額16,410円（定額）です。

国民年金保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用しての納付、口座振替もあります。

また、所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度があります。

国民年金保険料の学生納付特例申請のお知らせ

国民年金保険料を納付することが困難な学生は、本人の所得が一定額以下の場合、申請により在学中の納付が猶予される『学生納付特例制度』があります。

平成30年度に学生納付特例により保険料納付を猶予されている人で、平成31年度も引き続き同一の学校に在学予定の人には、日本年金機構からハガキ形式の申請書が送付されます。

このハガキに必要事項を記入し返送することで、平成31年度の申請ができます。

なお、4月以降に初めて申請をされる方は、次のとおり窓口で手続きをしてください。

手続きに必要なもの

学生証の写し（両面）又は在学証明書、認印、基礎年金番号またはマイナンバーがわかるもの（年金手帳、マイナンバー通知カードなど）、本人確認書類（運転免許証など）

問い合わせ先 米子年金事務所 TEL：0859-34-6111
住民課 TEL：0859-68-3115

新しい行政相談委員の紹介

4月1日付けで野口泰彦さん（宇代）が、伯耆町の行政相談委員を委嘱されました。伯耆町には、渡部峰逸留さん（大殿）と合わせて、行政相談委員が2人配置されています。行政相談委員は、総務大臣から委嘱され、無償で、皆さんから行政サービスへの要望や暮らしの困りごとの相談にのります。伯耆町は、定期的に行政相談所を開設しています。相談は無料で、秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。



野口泰彦さん

問い合わせ先 鳥取県行政監視行政相談センター
TEL：0857-24-5541

デマンドバス・スクールバス時刻表の配布場所

4月1日からデマンドバス・スクールバスの運行時刻を変更しました。新しい時刻表は次の場所で配布しています。

- バス車内
- 企画課
- 分庁総合窓口課
- 各公民館
- 伯耆町社会福祉協議会本所、溝口支所

問い合わせ先 分庁総合窓口課 TEL：0859-62-0711

春の全国交通安全運動 みんなで確認！守ってね。交通ルール。

5月11日（土）～5月20日（月）

5月15日（水）交通安全にみんなで参加する日及び交通マナーアップ強化日

5月20日（月）交通事故死ゼロを目指す日

子どものかけがえのない命を交通事故から守るとともに、全体の半数以上で推移している高齢者の交通事故死者数を減少させるため、子どもと高齢者等に対する保護・誘導活動や思いやり運転の実施、一人一人が交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組みましょう。

重点項目

- 子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

鳥取県スローガン

つくろよ
事故なし 笑顔の鳥取県



問い合わせ先 企画課 経営企画室 TEL：0859-68-4212

不妊治療費、不育症治療費助成



伯耆町では、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）、人工授精、男性不妊治療（特定不妊治療と合わせて精子を精巣または精巣上体から採取するための手術）、不育症治療（妊娠しても流産を繰り返すことに対する治療）にかかる費用の一部を助成しています。

| | 特定不妊治療 | 人工授精 | 男性不妊治療 | 不育症治療 |
|----------|---|---|--|--|
| 対象者 | 次のすべてに該当する人 ①助成金の交付を受けようとする不妊治療について、鳥取県助成金の交付決定を受けている ②法律上の婚姻をしている夫婦で、町内に住所を有している ③他の市町村から給付対象の治療費に対する同種の助成金の給付を受けていない | | | 次のすべてに該当する人 ①日本産婦人科学会に所属する専門医による不育症治療を受けている ②法律上の婚姻をしている夫婦で、助成金申請時に夫または妻が1年以上継続して町内に住所を有している ③他の市町村から給付対象の治療費に対する同種の助成金の給付を受けていない |
| 助成額 | 鳥取県助成金対象となった特定不妊治療に要した費用のうちから、県助成金を控除した残額に対し、採卵を伴う治療の場合5万円、採卵を伴わない治療の場合2万5千円を上限に助成 | 鳥取県助成金対象となった人工授精に要した費用のうちから県助成金を控除した額に対し、1年度あたり5万円を上限とし、通算2年度まで助成 | 鳥取県助成金対象となった男性不妊治療に要した費用のうちから県助成金を控除した残額に対し、1回あたり5万円を上限に助成 | 日本産婦人科学会専門医が所属する医療機関での不育症検査及び治療にかかった保険適用外の費用の1/2を1年度あたり10万円を上限に通算5年度まで助成 |
| 対象となる治療 | 平成31年4月1日以後に終了した不妊治療で鳥取県の助成金の交付決定を受けた治療 | | | 平成31年4月1日以後に治療が終了したもの |
| 申請の期間 | 原則、治療が終了した年度内で、鳥取県の助成金の交付決定後に申請。ただし、2月1日から3月31日までに治療が終了した場合は、翌年度の5月31日まで申請することができます（県の交付決定が翌年度になった場合は翌年度末まで） | | | 原則、治療が終了した年度内で申請。ただし、2月1日から3月31日までに治療が終了した場合は、翌年度の4月30日まで申請することができます |
| 申請に必要なもの | ①鳥取県特定不妊治療費助成金交付決定通知及び額の確定通知書（鳥取県人工授精助成金交付決定及び額の確定通知書） ②特定不妊治療にかかる領収書の写し（人工授精にかかる領収書の写し） ③特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書【鳥取県内市町村申請用】 （人工授精助成金交付申請書兼請求書【鳥取県内市町村申請用】） | | | ①伯耆町不育症治療費助成金交付申請書兼実績報告書 ②戸籍抄本及び住民票（町で確認できる場合には省略可） ③夫及び妻の医療保険証の写し ④伯耆町不育症治療実施医療機関証明書 ⑤不育症治療にかかる医療機関が発行した領収書 |

問い合わせ先 健康対策課 健康増進室 TEL：0859-68-5536

鳥取県西部不妊専門相談センターの紹介

「なかなか妊娠しない」「どんな検査や治療があるか知りたい」など、不妊や不育にまつわる相談、心身の悩みなどに不妊カウンセラー、不妊症看護認定看護師がお答えします。

とき 5月14日、6月11日、7月9日、8月20日、9月10日、10月8日、11月12日、12月10日、令和2年1月14日、2月18日、3月10日 13：00～17：00

ところ 米子市福祉保健総合センター「ふれあいの里」4階 研修室2

申込み・問い合わせ先 鳥取県西部不妊専門相談センター TEL：0859-35-5223 メール：seibufuninsoudan@mfc.or.jp

※予約不要ですが、相談時間の希望がある場合は、事前にお申し込みください。
※鳥取県西部不妊専門相談センター（ミオ・ファティリティ・クリニック内）での面接相談（毎週木・土 14：00～17：00）、電話相談（月～水、金 14：00～17：00）も実施しています。